

周南市熊毛勤労者総合福祉センター 施設分類別計画



平成30（2018）年3月
（令和5（2023）年3月改訂）
周 南 市

目 次

第1章 本計画の目的.....	1
第2章 施設の設置目的と経緯.....	1
第3章 対象施設の一覧.....	2
第4章 施設の現状と課題.....	3
第5章 今後の施設の方向性.....	6
第6章 計画期間.....	7
参考資料.....	8

第1章 本計画の目的

周南市熊毛勤労者総合福祉センター（以下「サンウイング熊毛」という。）施設分類別計画（以下「本計画」という。）は、サンウイング熊毛について、今後の施設の方向性を示すものです。

第2章 施設の設置目的と経緯

（設置目的）

サンウイング熊毛は、中小企業に雇用される勤労者の福祉の充実と勤労意欲の向上及び地域住民の文化活動の普及振興と健康増進を図ることを目的として、平成10（1998）年6月に特殊法人雇用促進事業団及び旧熊毛町が設置した施設です。

（経緯）

勤労者福祉施設は、雇用保険事業の一つであった雇用福祉事業により整備された、教養や文化、スポーツ、レクリエーション等のための施設です。

平成10（1998）年度までは特殊法人雇用促進事業団が、平成11（1999）年度以降は特殊法人雇用・能力開発機構が設置主体となり、全国で2,000箇所以上の施設が建設されましたが、平成13（2001）年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」に基づく雇用・能力開発機構の独立行政法人化に伴い、勤労者福祉施設は地方公共団体等に譲渡又は廃止されることになりました。

サンウイング熊毛は、平成11（1999）年10月に当該事業団が廃止されたことに伴い、事業団から特殊法人雇用・能力開発機構に所有権が継承されましたが、平成15（2003）年9月には、次の譲渡条件を付し、周南市に所有権が全て移転されました。

【譲渡条件】

平成40年（令和10年）3月までは、現有の管理運営を継続し、文化活動、スポーツ、サークル活動、地区の投票所並びに緊急避難場所など、公用等用途として供さなければならない。

このため、平成15（2003）年10月には、周南市熊毛勤労者総合福祉センター条例を一部改正し、利用料金の一本化（雇用保険の被保険者と一般の区分を廃止）を行うとともに、施設の名称を「雇用・能力開発機構委託熊毛勤労者福祉センター」から「周南市熊毛勤労者総合福祉センター」に改めました。

第3章 対象施設の一覧

本計画の対象となる施設及び位置は次のとおりです。

なお、本計画の対象となる施設の施設分類は教育文化施設であり、商工振興課が所管します。

図表1 対象施設の一覧

No.	施設名	所在地	地域	利用圏域
1	熊毛勤労者総合福祉センター	大字中村10803番地2	勝間	広域

図表2 施設位置図



第4章 施設の現状と課題

(1) サービスの現状と課題

令和元（2019）年度までは35,000人前後の利用者がありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による施設の休館等により、ここ2年間は利用者が減少しています。

令和3（2021）年度の利用者実績は、17,496人となっており、新型コロナウイルス感染症の影響により地域の活動の中止などが大きな要因と考えられます。

施設の維持管理については、設置当初は、旧財団法人熊毛勤労者福祉財団（平成15年度に、財団法人周南市熊毛勤労者福祉財団に変更）が担っていましたが、平成17（2005）年4月の財団解散以降は、市が直営で行っています。

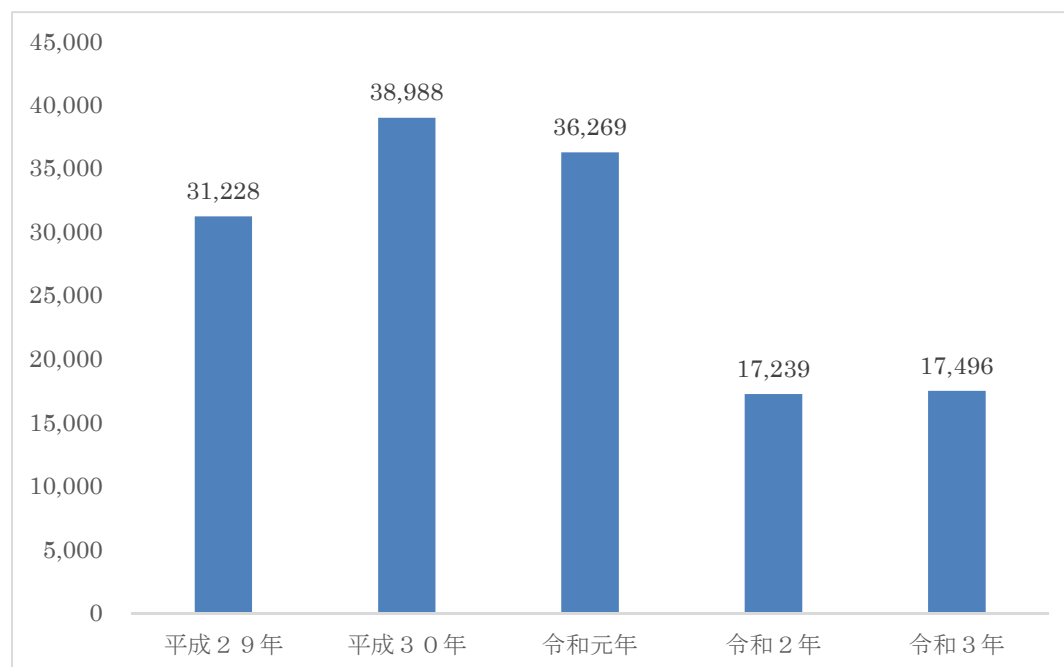
サンウイング熊毛は、勤労者のための施設として設置されましたが、設置から24年経過する中、現在では、企業や勤労者の利用から地域住民など一般の方によるイベントや体力づくり、教室、余暇活動などの利用が中心となり、利用形態や目的も多様化しています。設置目的の一つである「中小企業に雇用される勤労者の福祉の充実と勤労意欲の向上」については、その設置意義が低下しつつあります。

今後は、施設の位置づけや管理方法なども検討し、多様な機能を持つ本施設を維持管理していく必要があります。

図表3 各施設の利用者数の推移

①利用者数の推移と施設の稼働率

（単位：人）

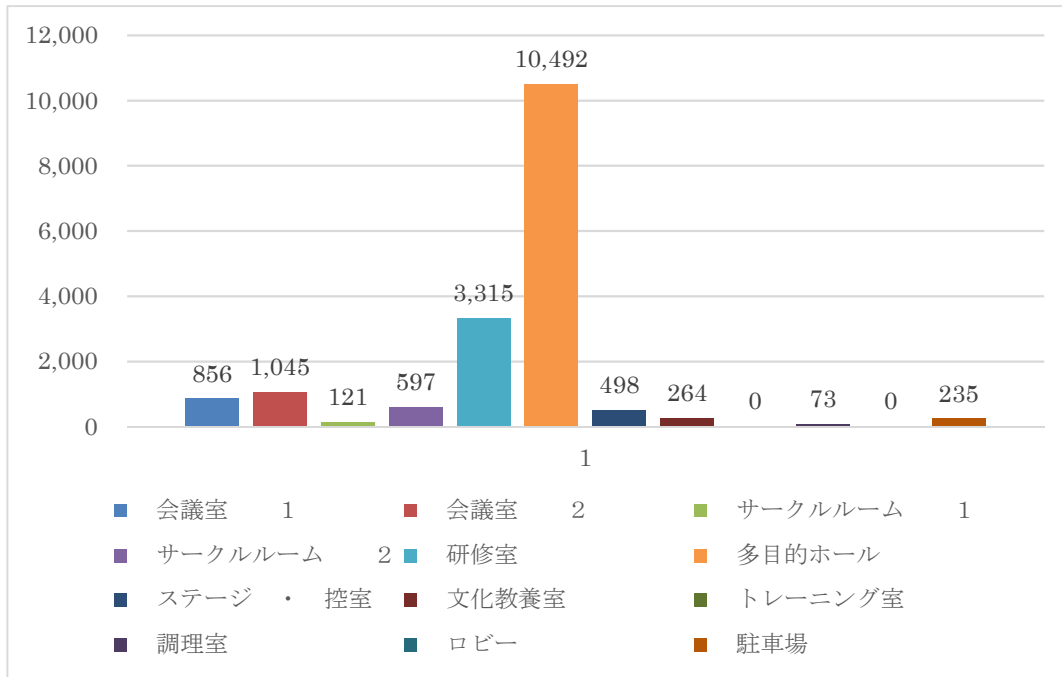


（単位：%）

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
稼働率	28.8	27.7	25.8	13.6	8.9

②施設別利用者数(令和3年度)

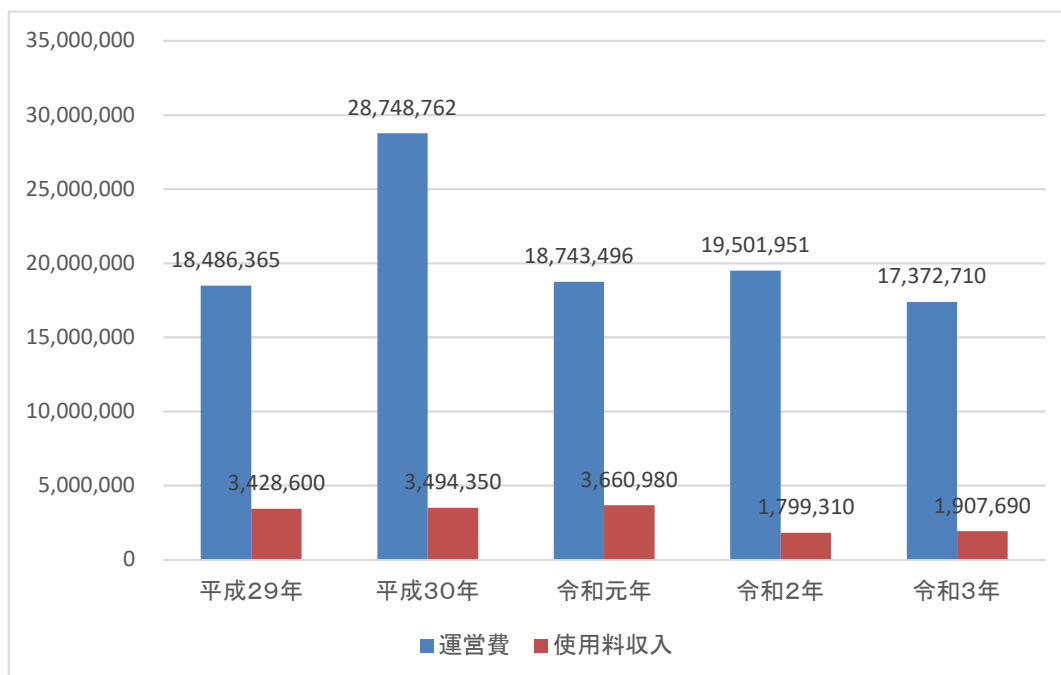
(単位:人)



利用施設については、人数ベースで、多目的ホールの利用が最も多く、次に研修室、会議室の順になっており、地区内の団体等によるイベント行事、ジャザサイズなどの定期的な教室、バドミントンや卓球などのサークル活動、楽器練習などの余暇活動等の利用が多い状況にあります。

③施設運営費・使用料収入の推移

(単位:円)



(2) 建物の現状

建物の現状は次のとおりです。なお、自主点検及びバリアフリーの状況の詳細を含めた建物の現状は、巻末に【参考資料1】として添付します。

図表4 建物の現状一覧

↓ 点数が高いほど劣化が進行

No.	施設名	総床面積 (㎡)	主たる建物													
			床面積 (㎡)	建築年度	主構造 /法定耐用 年数	法定耐用 年数	耐震性	R4自主点検結果		バリアフリー の状況						
								総合劣化度	対応	該当	土砂	洪水	高潮	津波		
1	熊毛勤労者総合福祉センター	2,155.81	2,124.67	1998	RC /47年	未経過	新耐震	43.7	一部対応	なし						

* 自主点検は毎年実施

* 構造：SRC(鉄骨鉄筋コンクリート造)、RC(鉄筋コンクリート造)、S(鉄骨造)、W(木造)

* 法定耐用年数：減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)において、構造や用途によって記載のもの

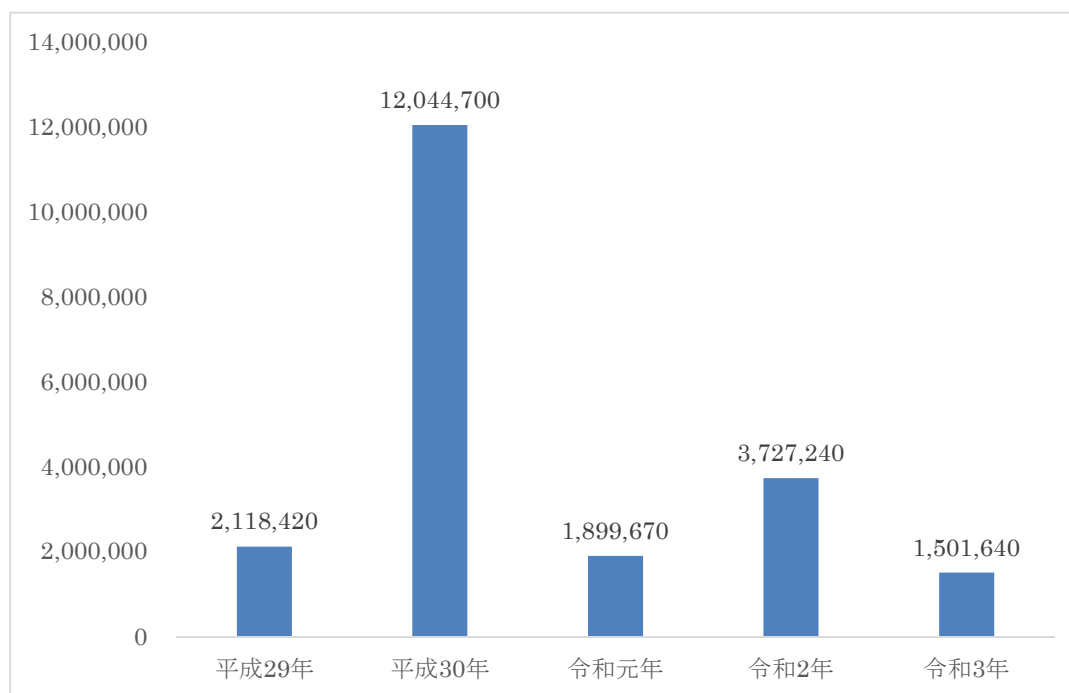
サンウイング熊毛は、総床面積約2,150㎡であり、施設内には会議室、サークルルーム、研修室、多目的ホール、トレーニング室などがあります。

経年劣化に伴う施設の修繕や設備・機器等の破損が多くなっており、適宜、施設の修繕を行っています。

今後も、機器等の老朽化や生産中止への対応等により、修繕費等の増加が懸念されます。

図表5 サンウイング熊毛 修繕費の推移

(単位:円)



第5章 今後の施設の方向性

(1) 一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて施設の方向性について検討を行います。

この一次評価は、施設でのサービスの提供状況や施設の利用状況、建物の状況などから結果を導き出すものであり、最終的な判断・決定にあたっての材料とします。

一次評価を実施したところ、施設の方向性は「多目的化」「受益者負担の見直し」となりました。

なお、一次評価の検討内容等の詳細は、巻末に【参考資料2】として添付します。

(2) 総合評価

1) 基本的な考え方

サンウイング熊毛の施設や機能について、今後も継続利用とします。しかし、前述のとおり、施設の利用については、設置当初の目的の一つである企業や勤労者の利用から、地域の方々による利用が中心となっていることから、施設の位置づけ等を整理・検討していきます。

受益者負担の見直しについては、第4次行財政改革大綱に基づき、使用料や手数料の算定根拠に、施設の維持費やサービスコスト等を適切に反映させているか定期的に検証し、適正化を図ります。

2) 具体的な方針

比較的新しい建物であるため、引き続き、施設の修繕や定期的な予防保全等を行うことにより長寿命化を図り、利用者の満足度向上を図っていきます。

今後の具体的な方針は次のとおりです。なお、以下の内容は、本計画の対象施設の現況を踏まえた現時点の想定であり、今後の社会経済情勢の変化や財政事情等により、見直しを行うことがあります。

また、今後、周南市役所エコ・オフィス実践プランに基づき、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）等に規定する照度等の基準に留意しつつ、施設の用途や費用対効果、今後の施設の活用方針等を十分考慮した上で、LED照明の導入を検討します。

図表6 具体的な方針と実施時期(予定)

No.	施設名	主たる建物							一次評価	総合評価	対策の内容(大規模修繕・改修、更新、解体等)					
		築年数	構造/法定耐用年数	法定耐用年数	耐震性	総合劣化度	バリアフリーの状況	ハザードマップの状況	結果		R5	R6	R7	R8	R9	
1	熊毛勤労者総合福祉センター	24	RC /47年	未経過	新耐震	43.7	一部対応	なし	「多目的化」「受益者負担の見直し」	長寿命化 (使用目標年数60年)		外壁・屋根・エレベーター等改修				

第6章 計画期間

本計画の計画期間は、令和9（2027）年度までとします。

なお、施設を取り巻く環境の変化や政策的な事情などにより、必要に応じて本計画を見直すこととします。

【参考資料 1（第 4 章関係）】建物の現状一覧（詳細）

第 4 章に記載した建物の現状について、自主点検及びバリアフリーの状況の詳細を含めた内容は次のとおりです。

図表 7 建物の現状一覧（詳細）

↓ 点数が高いほど劣化が進行

No.	施設名	主たる建物														R4自主点検結果														総合劣化度	バリアフリーの状況					ハザードマップの状況							
		総床面積 (㎡)	床面積 (㎡)	建築年度	主構造 /法定耐用 年数	法定耐用 年数	耐震性	【建築編】							【設備編】							対応	エレベーター・手すり	入口の 段差解消	施設内の 段差解消	多目的 トイレ	該当	土砂	洪水		高潮	津波											
								1.構造 部材		2.外壁、防水		3.扉、窓		4.床、階段		5.壁、天井		6.附帯設備		7.敷地													1.電気設備			2.機械設備							
								基礎	屋根	ドレン・とい	外壁・ひさし	扉	窓	防火戸	床仕上	階段	内壁	天井	擁壁	門扉	塀（C、B、フェンス等）												排水設備（側溝）	分電盤	照明器具	スイッチ・コンセント	自動火災報知装置	外灯	非常用照明	避難口誘導灯	エアコン	排煙設備	換気設備
1	熊毛勤労者総合福祉センター	2,155.81	2124.67	1998	RC /47年	未経過	新耐震	B	B	A	B	C	A	B	A	B	A	B	A	A	B	A	B	C	C	B	A	B	B	A	C	43.7	一部対応	○	○	×	○	なし					

* 自主点検結果

・自主点検による劣化度を建物の部位ごとにA～Cで判定する。

A:劣化がなく建物の利用に支障なし

B:劣化はあるが建物の利用に支障なし

C:劣化があり建物の利用に支障が生じている又は生じるおそれがある

・総合劣化度:建物の築年数、構造、自主点検による劣化度を考慮した、その時点における建物の状況を示す。点数が高い施設ほど、劣化が進んでいる。

【参考資料2（第6章関係）】一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて施設の方向性について検討を行います。

(1) 施設の方向性の検討

まず、施設において提供しているサービスについて、サービス主体の適正化、サービス水準の適正化、サービス配置の適正化、事業手法の適正化という4つの視点から、今後の可能性を検討し、存続・廃止といった方向性を検討します。

次に、サービスの視点からの建物の方向性を検討し、統廃合・複合化・多目的化・継続利用・共同利用・廃止等実現可能性のある建物の方向性を導きます。

ここでの検討等の内容は、次のとおりです。

視点	適正化の意味・視点	第1ステップ		第2ステップ		
		サービスの方向性の検討	導き出されるサービスの方向性	建物の方向性の検討	導き出される建物の方向性	
サービス主体の適正化	「市がサービスの提供を続けなければならないか？」といった視点から民間サービスによる代替性を検討 ⇒サービスを維持しながら施設を廃止するなどすることで、トータルコストの削減が可能となる	◇ 民営化の可能性がある ◇ 市が自ら運営主体として関与する必要性が低い ◇ 法律等による設置義務付けなし	◇ サービス廃止 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 同種、類似の民間施設が存在 存在しない ⇒ ◇ 民間譲渡 存在する ⇒ ◇ 廃止		
		◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する ◇ 補助金などの代替施策で対応可能	◇ サービス存続 ◇ サービス廃止	◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する ◇ 補助金などの代替施策で対応可能	⇒ ◇ 共同利用 ⇒ ◇ 廃止	
サービス水準の適正化	「施設の量（数、面積）は現状のままでよいのか？」といった視点から、市民ニーズ等の変化に合った施設数や規模（延床面積）の見直しの可能性を検討 ⇒施設数や規模を削減することでトータルコストの削減が可能となる	◇ 設置目的の意義が低下している ◇ 利用実態が設置目的に即していない ◇ サービス内容が設置目的に即していない	◇ サービス廃止 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ ◇ 廃止 建築から30年未満の施設 ◇ 利用圏域 地域以外 ⇒ ◇ 転用 地域 ⇒ ◇ 地域移譲		
		◇ 過去3年間の利用者数が減少 ◇ 今後の利用者数が減少見込み ◇ 同種、類似の市施設が存在	◇ サービス存続 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 統廃合による施設数の削減 ※左の項目の全てに該当する場合 統廃合が可能な施設が周辺にある ⇒ ◇ 統廃合 統廃合が可能な施設が周辺にない ⇒ ◇ 継続利用（規模縮小）		
サービス配置の適正化	「サービスを提供する建物や場所を見直せば、コスト削減やサービスの向上につながるか？」といった視点から、サービス提供に資する建物の総量の削減の可能性を検討 ⇒施設の集約化等により、更新経費やランニングコストの削減が可能となる	◇ 複合化（集約化）の検討 ◇ 個別施設のサービス内容を評価 ・ サービス内容の重複 ・ 貸館稼働率	◇ サービス存続	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ ◇ 複合化（集約化） ◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ ◇ 複合化（共用化）		
		◇ 過去3年間の利用者数が減少 ◇ 今後の利用者数が減少見込み	◇ サービス存続 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 施設規模が600㎡以上で建築から30年を経過していない	⇒ ◇ 多目的化	
事業手法の適正化	「サービスの提供や建物の整備そのものも民間に任せることができるか？」といった視点から民間活用によるコスト削減やサービス向上の可能性を検討 ⇒民間のノウハウ等を活用することにより、コスト削減が可能となる	◇ 民間事業者のノウハウの活用が期待でき、過去3年間のコストが増加、あるいは利用者1人当たりのコストが高い ◇ 受益者負担の割合が妥当ではない	◇ サービス存続 ※受益者負担の割合の妥当性が低い場合		◇ 民間活力の拡大（指定管理、PFI/PPP） ◇ 受益者負担の見直し	

これらの検討により、導き出される施設の方向性と具体的な内容は、次のとおりです。

方向性	内容
統廃合	同じ施設分類で同様のサービスを提供する施設同士で統廃合を実施します。
複合化（集約化）	施設分類が異なるが施設同士を複合化により集約化します。
複合化（共用化）	施設分類が異なるが同様のサービスを提供する施設のうち、共用が可能な建物やスペースを複合化により共用します。
多目的化	施設が比較的新しくスペースに余裕がある場合に、古い施設の機能を取り入れて多目的化します。
継続利用（現状維持）	現状維持のまま継続的に利用します。（サービスの向上やコストの見直しについて検討します。）
継続利用（規模縮小）	継続的に利用しますが、利用状況等により規模を縮小します。（サービスの向上やコストの見直しについて検討します。）
共同利用	市の公共施設を他自治体等と共用し、他自治体等とコスト分担します。
廃止	施設を廃止します。
転用	施設自体は利用可能であるため、他用途に転用します。
民間譲渡	施設自体は利用可能であるため、民間へ譲渡（売却）します。
地域移譲	施設自体は利用可能であり、利用が地域に限定している場合、地域へ移譲します。

**周南市熊毛勤労者総合福祉センター
施設分類別計画**

平成 30（2018）年 3 月

（令和 5（2023）年 3 月改訂）

産業振興部 商工振興課
〒745-8655 周南市岐山通 1 - 1
電 話 0834-22-8373
F A X 0834-22-8357
電子メール shoko@city.shunan.lg.jp